

## IV 進路指導に関する規程

### 1. 大学等への推薦及び選考に関する規程

**第1条** 本校の生徒及び卒業生が大学（各種上級学校を含む）進学のため推薦を受けようとする者は、所定の書類を保護者の責任の元、ホームルーム担任を通して学校長へ提出する。

**第2条** 学級担任は、調査書、推薦書等を添付して進路指導部へ提出する。

**第3条** 推薦委員会は、教頭、学年主任、進路係2人、当該学年担任及び関係職員をもって構成し、必要に応じて教頭が召集して開き、議事録は保管する。

#### **第4条** （指定校推薦）

被推薦者は、人物、成績が良好で心身ともに健康な者とし、推薦基準は原則として次のとおりとする。ただし、大学等から基準が示されている事項についてはそれに準ずる。

- (1) 学業成績は全学年の評定平均が、4年制大学は3.5以上、短大・専門学校は3.0以上であること。推薦者数に制限があるものについては、校内実力テストの成績も参考にする。
- (2) 各学年のSHR遅刻、無届欠席、無届欠課が各々6回以下であること。ただし、2学期末までに出願する場合は各々4回以下とする。  
特別な配慮が必要な生徒に関しては、推薦委員会にかけて審議することができる。
- (3) 懲戒処分を受けていないこと。
- (4) 推薦審議時に過年度の単位保留科目、3年の単位保留懸念科目（評定が34点以下）、時数不足懸念がないこと。
- (5) 他の専願校を辞退していないこと。

#### **第5条** （指定校推薦以外）

被推薦者は、人物、成績が良好で心身ともに健康な者とし、推薦基準は原則として次のとおりとする。ただし、大学等から基準が示されている事項についてはそれに準ずる。

- (1) 学業成績は全学年の評定平均が、4年制大学は3.0以上、短大・専門学校は2.7以上であること。推薦者数に制限があるものについては、校内実力テストの成績も参考にする。
- (2) 平成30年度入学生については、各学年のSHR遅刻、無届欠席、無届欠課が各々10回以下であること。平成31年度以降の入学生については、各学年のSHR遅刻が10回以下、各学年の無届欠席、無届欠課が各々6回以下とする。特別な配慮が必要な生徒に関しては、推薦委員会にかけて審議することができる。
- (3) 懲戒処分を受けていないこと。
- (4) 推薦審議時に過年度の単位保留科目、3年の単位保留懸念科目（評定が34点以下）、時数不足懸念がないこと。
- (5) 他の専願校を辞退していないこと。

#### **第6条** 推薦校は1人1校とする。

- (1) 出願時において、他の専願校(総合型選抜等を含む)に合格している場合、推薦に出願できない。
- (2) 不合格になった場合は、再度、推薦を希望することができる。
- (3) 併願を認める大学等についてはその限りではない。

**第7条** 校内推薦が内定した者、合格が決定した者は、原則として辞退を認めない。

**第8条** 推薦条件に逸脱する行為・行動があった場合、「合格内定辞退」もありうる。その際、推薦委員会で審議のうえ、職員会議に提案し学校長が決定する。

**第9条** 必要に応じて推薦書類の写しを進路部に保管する。

### 2. 受験に関する規定

#### **第1条**（県外受験）

- (1) 県外で進学、就職試験のために欠席する時には、必ずホームルーム担任に申し出て、県外渡航届に必要な事項を記入し、許可を受ける。
- (2) 県外で受験をする場合には、往復に要する日数に受験日数を加え、更に1日を加えた日数を許可する。2校以上に受験する場合は、それに必要な日数とする。
- (3) 受験の際に1日を要する場合は出校停止とする。
- (4) 受験の際に1日を要しない場合は出席扱いとする。

#### **第2条**（県内受験）

- (1) 受験の際に1日を要する場合は出校停止とする。
- (2) 受験の際に1日を要しない場合は出席扱いとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、一部改正し平成29年4月1日から施行する。  
この規程は、一部改正し平成31年4月1日から施行する。  
この規程は、一部改正し令和2年4月1日から施行する。